

ショートステイサンライフ 重要事項説明書

「指定（介護予防）短期入所生活介護事業」

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(三重県指定 第 2471000261 号)

当事業所はご利用者に対して介護予防短期入所生活介護サービス及び短期入所生活介護事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当事業所への入所は、原則として介護認定の結果「要支援」及び「要介護」と認定された方が対象となります。介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

1.	事業者	1
2.	ご利用事業所	2
3.	居室の概要	2
4.	職員の配置状況.....	3
5.	当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6.	事業所を退所していただく場合（契約の終了について）	7
7.	残置物引取人	8
8.	サービス利用にあたっての留意事項.....	9
9.	非常災害対策	9
10.	緊急時における対応方法.....	9
11.	事故発生時の対応.....	9
12.	個人情報及び守秘義務.....	9
13.	身体拘束の制限.....	10
14.	虐待防止	10
15.	苦情の受付について.....	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 長茂会
- (2) 法人所在地 三重県尾鷲市大字南浦 4587 番地の 4
- (3) 電話番号 0597-22-8100

(4) 代表者氏名 理事長 世古 祐臣

(5) 設立年月 昭和 52 年 6 月 1 日

2. ご利用事業所

(1) 事業所の種類 ・介護予防短期入所生活介護事業

・短期入所生活介護事業

(2) 事業所の目的

本事業は、心身の障害により自宅での日常生活を営む上で支障があるご利用者に対しご利用者の介護状態の軽減や悪化の防止に資するよう、認知の状況等ご利用者の心身の状況を踏まえて入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、機能訓練等のサービスを提供する。

(3) 事業所の名称 ショートステイ サンライフ

(4) 事業所の所在地 三重県尾鷲市大字古里の上 4689 - 1

(5) 電話番号 0597-25-2500

(6) 管理者 氏名 東 克哉

(7) 当事業所の運営方針

本事業所において提供するサービスは、事業所サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他保健、医療、福祉サービスを提供する者と密接に連携しご利用者の人格を尊重し常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

(8) 開設年月 平成 16 年 4 月 1 日

(9) 入所定員 20 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1 人部屋)	18 室	
2 人部屋	1 室	
合 計	19 室	
食堂兼ホール	1 室	
機能訓練室	1 室	[主な設置機器] 歩行器
浴室	1 室	一般浴槽 (1 人用 2) (2 人用 1)
医務室	1 室	
面談室	1 室	
静養室	1 室	

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者や身元保証人と協議のうえ決定するものとします。

・居室に関する特記事項 (※トイレの場所…居室内 7 か所、居室外 5 か所)

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定介護福祉事業所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています

職種	常勤	非常勤
1. 管理者	1名	
2. 医師		1名
3. 介護職員	7名	
4. 生活相談員	1名	
5. 機能訓練指導員(看護職員と兼務)	1名	1名
6. 看護職員	1名	1名
7. 栄養士	1名	
8. 調理員	2名	

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者	日勤 8:30～17:30
2. 医師	嘱託医 毎週木曜日 14:05～14:25
3. 介護職員	早番 7:00～16:00 日勤① 7:30～16:30 日勤② 8:30～17:30 日勤③ 9:30～18:30 夜勤 16:00～ 9:00
4. 生活相談員	日勤 8:30～17:30
5. 機能訓練指導員	日勤 8:30～17:30
6. 看護職員	日勤 8:30～17:30
7. 栄養士	日勤 8:30～17:30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（介護保険負担割合に応じて）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入浴

- ・入浴は原則として週2回（本人の要望等により異なります。）

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（１日につき）＞

下記の料金表によって、ご利用者の介護度に応じたサービス料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事の提供に要する費用と滞在に係る費用の合計金額をお支払いください。(上記費用は、ご利用者の介護度と段階に応じて異なります。)

・介護費 ※1

「要支援」

単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ（個室・多床室共通）

	要支援 1	要支援 2
ご契約の要介護度とサービス利用料金	4,790 円	5,960 円
・サービス利用にかかる自己負担額（1割）	479 円	596 円
・サービス利用にかかる自己負担額（2割）	958 円	1,192 円
・サービス利用にかかる自己負担額（3割）	1,437 円	1,788 円

「要介護」

単独型短期入所生活介護費Ⅰ（個室・多床室共通）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
ご契約の要介護度とサービス利用料金	6,450 円	7,150 円	7,870 円	8,560 円	9,260 円
サービス利用にかかる自己負担額（1割）	645 円	715 円	787 円	856 円	926 円
サービス利用にかかる自己負担額（2割）	1,290 円	1,430 円	1,574 円	1,712 円	1,852 円
サービス利用にかかる自己負担額（3割）	1,935 円	2,145 円	2,361 円	2,568 円	2,778 円

＜その他加算単価＞

・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ※２「共通」

看護職員・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上の場合算定します。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （１日につき）	60 円
サービス利用者にかかる自己負担額（１割）	6 円
サービス利用者にかかる自己負担額（２割）	12 円
サービス利用者にかかる自己負担額（３割）	18 円

・送迎加算費用 ※３「共通」

送迎費(片道)	1,840 円
サービス利用者にかかる自己負担額（１割）	184 円
サービス利用者にかかる自己負担額（２割）	368 円
サービス利用者にかかる自己負担額（３割）	552 円

尾鷲市外(須賀利地区・輪内地区)への送迎の場合

送迎片道 10km 未満 300 円(自己負担)
以降 10km 毎 300 円

・緊急短期入所受入加算 ※４「要介護」

緊急短期入所受入加算（１日につき）	900 円
サービス利用者にかかる自己負担額（１割）	90 円
サービス利用者にかかる自己負担額（２割）	180 円
サービス利用者にかかる自己負担額（３割）	270 円

・介護職員等処遇改善加算Ⅱ「共通」（区分支給限度基準額の算定対象外となります）

上記の※１介護費、※２サービス提供体制強化加算Ⅲ、※３送迎加算、※４緊急短期入所受入加算を足した単位数（自己負担分）の 1000 分の 136 に相当する金額。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を

行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事目安時間）朝食：7：30～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

食事料金

食事の提供に 要する費用	通 常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載された額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
日 額	1,580 円	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円
朝 食	300 円				
昼 食	650 円				
夕 食	630 円				

②滞在に要する費用

この事業所及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用の方には光熱水費相当額、個室利用の方には、光熱水費相当額及び室料（建設設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在の金額（1日につき）のご負担となります。

滞在に要す る費用	通 常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
多床室(2人)	1日 855 円	1日 0 円	1日 430 円	1日 430 円	1日 430 円
従来型個室	1日 1,171 円	1日 380 円	1日 480 円	1日 880 円	1日 880 円

③理容・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。
利用料金：要した費用の実費

④レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。
利用料金：材料代等の実費をいただきます。

<例>主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）
1月	1日ーお正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。）
2月	3日ー節分（事業所内で豆まきを行います。）
3月	3日ーひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）
4月	上旬ーお花見（事業所の庭に大きな桜の木があります。その桜の下でお花見をします。）

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払

イ．下記指定口座への振り込み

百五銀行 尾鷲支店 普通預金 404978

社会福祉法人長茂会 ショートステイサンライフ

理事長 世古 祐臣

6．事業所を退所していただく場合（契約の終了について）

（1）当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスをご利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

（２）ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当事業所からの退所を申し出ることができます。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④事業者若しくは職員が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者若しくは職員が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者若しくは職員が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（３）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所からの退所していただくことがあります。

- ①ご利用者及び身元保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者及び身元保証人による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者又は身元保証人等が、故意又は重大な過失により事業者又は職員若しくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合

7. 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、契約が終了した後、当事業所に残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当事業所は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※利用契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、利用契約を締結することは可能です。

8. サービス利用にあたっての留意事項

- ①ご利用者の体調に変化があった際には、事業所の職員にご一報ください。
- ②事業所内の機械及び器具をご利用される際は、必ず職員に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

9. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回以上ご利用者及び職員等の訓練を行います。

10. 緊急時における対応方法

サービスの提供中にご利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

①協力医療機関

医療機関の名称	尾鷲総合病院
所在地	三重県尾鷲市上野町 5-25
診療科	内科、外科、整形外科その他

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	ひがし歯科医院
所在地	三重県尾鷲市中央町 9-63

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	あおい歯科クリニック
所在地	三重県尾鷲市南陽町 10-6

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、身元保証人、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 個人情報及び守秘義務

1. 事業者及び職員又は職員であった者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者

又はその身元保証人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2. 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3. 前2項にかかわらず、ご利用者に係る他の居宅介護支援事業等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、ご利用者又はご利用者の身元保証人等の個人情報を用いることができるものとします。

1 3. 身体拘束の制限

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合にはご利用者及び身元保証人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 4. 虐待防止

事業者は、ご利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者の設置その他必要な体制の設備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

1 5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 介護職員

〔氏名〕 垣内 由香子

受付時間 9時00分～17時00分（緊急の場合はこの限りではない）

電話 0597-25-2500

F A X 0597-25-2501

また、苦情受付ボックスを事務所玄関に設置しています。

(2) その他介護サービス苦情相談窓口

○三重県国民健康保険団体連合会 保険介護福祉課介護障害福祉係

電話 059-222-4165

○尾鷲市役所市長部局福祉保健課 高齢者福祉係

電話 0597-23-8201

○紀北町役場福祉保健課 高齢者・障害者福祉係

電話 0597-46-3122

○熊野市役所保健福祉センターいきがい健康支援係

電話 0597-89-3113

令和 年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ショートステイサンライフ

説明者職名 _____

氏 名 _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）短期入所生活介護事業サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者住所 _____

氏 名 _____ (印)

身元保証人住所 _____

氏 名 _____ (印)

ご利用者との続柄 _____